

都島区役所敷地内及び都島区区民広場敷地内植栽維持管理業務委託（概算契約） 仕様書

1 委託業務概要

本業務委託は、都島区役所敷地内及び都島区区民広場敷地内植栽の維持管理を目的として、次に掲げる業務を行うものである。

- ① 年度当初に区職員と協議のうえ剪定計画書を提出する。
- ② 都島区役所敷地内の植栽について剪定を行う。
- ③ 都島区役所敷地内の除草を行う。
- ④ 都島区役所敷地内の植栽に毛虫等の害虫が発生したときに害虫の駆除を行う。
- ⑤ 都島区役所敷地内の植栽の害虫防除を目的とした薬剤注入を行う。
- ⑥ 都島区区民広場敷地内の植栽について剪定を行う。
- ⑦ 都島区区民広場敷地内の除草を行う。
- ⑧ 都島区区民広場敷地内の植栽に毛虫が発生したときに害虫の駆除を行う。
- ⑨ 都島区区民広場敷地内の植栽の害虫防除を目的とした薬剤注入を行う。

2 植栽の状況について

都島区役所及び都島区区民広場に自生する樹木等については別紙1のとおり。

3 履行期間及び履行場所

履行期間：契約日から令和9年3月31日まで

履行場所：都島区役所（大阪市都島区中野町2丁目16番20号）

都島区区民広場（大阪市都島区都島中通1丁目4番20号）

4 委託業務内容

① 植栽剪定計画書の提出

都島区役所敷地及び都島区区民広場の植栽剪定、除草に関する年間計画を区役所職員と協議のうえ決定し、契約締結後1か月以内に同計画書を提出すること。また、2月ごろに植栽の状況などを踏まえたうえで、職員の求めに応じて翌年度の剪定、除草に関する助言を行うこと。

② 都島区役所敷地内植栽剪定業務

都島区役所敷地内に自生する樹木等について、別紙1の作業の種別に応じて剪定すること。

〈作業の詳細〉

(1) 高木剪定・低木生垣剪定

樹木の枝等が夏季の成長によって当区役所庁舎や駐車場設備、周辺歩行者と接触

することが無いよう、また、各植物の生育条件を整え、その形態の育成、維持、保全ができるように配慮して剪定範囲を決定し、人及び車等に配慮し、安全に十分注意して剪定すること。

(2) 剪定枝等の撤去及び再生活用業指定の施設への搬入

剪定により発生する剪定枝等については、一般廃棄物再生利用制度に基づく再生活活用業指定の施設に、搬入条件を遵守して搬入すること。なお、輸送にあたって一般廃棄物再生利用制度に基づく再生輸送業の指定を受けている必要があり、その証明として再生輸送業の指定証の写しを当区担当者に提出すること。

(3) 作業の日程

作業日は都島区役所閉庁日とする。(作業時期の目安 10月～12月)

作業の日程については、契約締結後に当区の担当職員と協議のうえ決定する。なお、実施日時は1か月前をめどに調整すること。

③ 都島区役所敷地内除草業務

都島区役所敷地内の雑草について、別紙の1の箇所の除草を行う。

〈作業の詳細〉

(1) 除草

除草作業中は、人及び車等に配慮し、安全に十分注意すること。草刈り機を使用する場合は、飛び石などが車や通行人に害を及ぼすことがないように十分な対策を取ったうえで行うこと。

除草剤を使用する場合は農薬取締法の規定に基づく農林水産省の登録が行われたもので、安全性が高く、悪臭、刺激、汚染、引火性が無いものを使用し、作業実施時には、製品取扱書、注意事項等を熟読し適切に取扱い、実施区域内に薬剤使用者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

作業実施予定日の2週間前には別紙2の周知文書を当区庁舎敷地内の担当者の承認を受けたいうで、1週間前までに指定する場所に掲載すること。作業終了後は別紙3の周知文書を当区庁舎敷地内の担当者の承認を受けたいうで、指定する場所に掲載すること。

(2) 作業の日程

作業日は原則として都島区役所閉庁日とするが、車、通行人に害が及ばない範囲であれば平日の施工も可とする。(作業時期の目安 8月～10月)

少なくとも年に1回実施するが、当区から依頼した場合、随時対応すること。

作業の日程については、契約締結後に当区の担当職員と協議のうえ決定する。なお、実施日時は1か月前をめどに調整すること。

④ 都島区役所敷地内樹木の害虫駆除業務

都島区役所敷地内に自生する樹木等に毛虫等の害虫が発生した場合、害虫駆除及び防除を行う。

(1) 害虫駆除薬剤散布

使用薬剤は、発生した害虫の駆除に効果があり、安全性が高く、樹木に影響を及ぼしにくく、悪臭、刺激、汚染、引火性が無いものを使用すること。作業実施時には、製品取扱書、注意事項等を熟読して適切に取扱い、実施区域内に薬剤使用者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

作業実施予定日が確定したら、直ちに別紙2の周知文書を当区庁舎敷地内の担当者の承認を受けた上で、指定する場所に掲載すること。作業終了後は別紙3の周知文書を当区庁舎敷地内の担当者の承認を受けた上で、指定する場所に掲載すること。

(2) 害虫除去

害虫の卵・繭が発生していないかについて調査し、発見した場合は、除去を行うこと。除去に当たって火気を使用する場合は、周囲に引火しないように十分注意すること。

(3) 作業の日程

作業日は都島区役所閉庁日とする。

当区職員との協議により決定する。なお、本業務は当区が必要と認めた場合のみ実施するものであり、害虫が発生しなかった場合は実施しない。

⑤ 都島区役所敷地内樹木の害虫防除業務

都島区役所敷地内植込に自生する樹木等について別紙1のとおり薬剤注入及び卵、繭などの除去を行うこと。

〈作業の詳細〉

(1) 害虫防除薬剤樹幹注入

使用薬剤は、毛虫類の防除に効果があり、農薬取締法の規定に基づく農林水産省の登録が行われたもので、安全性が高く、悪臭、刺激、汚染、引火性が無いものを使用し、周囲への飛散の無い樹幹注入で使用できるものを用いること。作業実施時には、製品取扱書、注意事項等を熟読して適切に取扱い、実施区域内に薬剤使用者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

作業実施予定日の2週間前には別紙2の周知文書を当区庁舎敷地内の担当者の承認を受けた上で、指定する場所に掲載すること。作業終了後は別紙3の周知文書を当区庁舎敷地内の担当者の承認を受けた上で、指定する場所に掲載すること。

(2) 卵・繭の発生状況調査・除去

害虫の卵・繭が発生していないかについて、写真で記録しながら調査し、発生して

いる場合は、除去を行うこと。除去に当たって火気を使用する場合は、周囲に引火しないように十分注意すること。

(3)作業の日程

作業時期の目安 2月～3月中旬

作業の日程については、契約締結後に当区の担当職員と協議のうえ決定する。なお、実施日時は1か月前をめどに調整すること。

⑥ 都島区区民広場敷地内植栽剪定業務

都島区区民広場敷地内に自生する樹木等について、別紙1の作業の種別に応じて剪定すること。

〈作業の詳細〉

(1)高木剪定・低木生垣剪定

樹木の枝等が夏季の成長によって当区民広場設備や周辺歩行者と接触することが無いよう、また、各植物の生育条件を整え、その形態の育成、維持、保全ができるように配慮して剪定範囲を決定し、人及び車等に配慮し、安全に十分注意して剪定すること。

(2)剪定枝等の撤去及び再生活用業指定の施設への搬入

剪定により発生する剪定枝等については、一般廃棄物再生利用制度に基づく再生活活用業指定の施設に、搬入条件を遵守して搬入すること。なお、輸送にあたって一般廃棄物再生利用制度に基づく再生輸送業の指定を受けている必要があり、その証明として再生輸送業の指定証の写しを当区担当者に提出すること。

(3)作業の日程

作業の日程については、契約締結後に当区の担当職員と協議のうえ決定する。なお、実施日時は1か月前をめどに調整すること。

⑦ 都島区区民広場敷地内除草業務

都島区区民広場敷地内の雑草について、別紙(都島区区民広場敷地内植栽配置図)の箇所の除草を行う。

〈作業の詳細〉

(1)除草

除草作業中は、人及び車等に配慮し、安全に十分注意すること。

除草剤は使用しないこと。

草刈り機を使用する場合は、飛び石などが車や通行人に害を及ぼすことがないよう十分な対策を取ったうえで行うこと。

(2)作業の日程

作業時期の目安 6月～9月

少なくとも年に1回実施するが、当区から依頼した場合、随時対応すること。

作業の日程については、契約締結後に当区の担当職員と協議のうえ決定する。なお、実施日時は1か月前をめどに調整すること。

⑧ 都島区区民広場敷地内樹木の害虫駆除業務

都島区区民広場敷地内に自生する樹木等に毛虫等の害虫が発生した場合、害虫駆除及び防除を行う。樹木剪定や除草などの作業を合わせて行う必要がある場合は、あらかじめ担当職員の下承を得ておくこと。

(1)害虫駆除薬剤散布

使用薬剤は、発生した害虫の駆除に効果があり、安全性が高く、樹木に影響を及ぼしにくく、悪臭、刺激、汚染、引火性が無いものを使用すること。作業実施時には、製品取扱書、注意事項等を熟読して適切に取扱い、実施区域内に薬剤使用者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

作業実施予定日が確定したら、直ちに別紙2の周知文書を当区担当者の承認を受けた上で、指定する場所に掲載すること。作業終了後は別紙3の周知文書を当区担当者の承認を受けた上で、指定する場所に掲載すること。

(2)害虫除去

害虫の卵・繭が発生していないかについて調査し、発見した場合は、除去を行うこと。除去に当たって火気を使用する場合は、周囲に引火しないように十分注意すること。

(3)作業の日程

当区職員との協議により決定する。なお、本業務は当区が必要と認めた場合のみ実施するものであり、害虫が発生しなかった場合は実施しない。

⑨ 都島区区民広場敷地内樹木の害虫防除業務

都島区区民広場敷地内植込に自生する樹木等について別紙1のとおり薬剤注入及び卵、繭などの除去を行うこと。

〈作業の詳細〉

(1)害虫防除薬剤樹幹注入

使用薬剤は、毛虫類の防除に効果があり、農薬取締法の規定に基づく農林水産省の登録が行われたもので、安全性が高く、悪臭、刺激、汚染、引火性が無いものを使用し、周囲への飛散の無い樹幹注入で使用できるものを用いること。作業実施時には、

製品取扱書、注意事項等を熟読して適切に取扱い、実施区域内に薬剤使用者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

作業実施予定日の2週間前には別紙2の周知文書を当区担当者の承認を受けた上で、指定する場所に掲載すること。作業終了後は別紙3の周知文書を当区担当者の承認を受けた上で、指定する場所に掲載すること。

(2) 卵・繭の発生状況調査・除去

害虫の卵・繭が発生していないかについて、写真で記録しながら調査し、発生している場合は、除去を行うこと。除去に当たって火気を使用する場合は、周囲に引火しないように十分注意すること。

(3) 作業の日程

作業の日程については、契約締結後に当区の担当職員と協議のうえ決定する。なお、実施日時は1か月前をめどに調整すること。

5 作業実施報告書等の作成・提出

上記②から⑨の業務を実施したとき、作業実施前、実施中、実施後の写真を撮影し、写真を添付の上、作業実施報告書を作成し、各業務の完了後10日以内に当区担当者に提出すること。なお、他の業務と同時に実施した場合でも、個別に作業実施報告書の提出を行うこと。

また、②、⑥の業務で生じた剪定枝等を一般廃棄物再生利用制度に基づく再生活用業指定の施設に搬入したことを証する資料をあわせて提出すること。

6 検 査

作業完了報告書の受領後、10日以内に検査を行う。受注者は当該検査に立ち会わなかった場合、検査の結果について異議を申し立てることができない。

7 概算契約

本契約のうち③、④、⑦、⑧の実施回数は概算であり、当区の都合で増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。履行完了後に金額の確定を行う。業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙4）の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。なお、③、④、⑦、⑧の実施回数は、作業実施報告書の件数をもって確認する。

8 その他

- (1) 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害もしくは第三者に及ぼした損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- (2) 作業完了時は仮設物の撤去、後片付け及び清掃等を実施すること。
- (3) 作業にかかる諸費用については、受注者の負担とする。ただし、光熱水費について受注者からの申し出があった場合は、調整するものとする。
- (4) 業務現場の内外を問わず人命財産などに危害を及ぼさないよう細心の注意を払うものとし、危険表示、危険防止等の設備を設けること。
- (5) 業務実施に起因する騒音、振動、粉塵等で近隣に迷惑をかけないように、実施方法及び実施時間等について十分注意すること。
- (6) 業務実施の際、建物、器物その他を損傷又は汚損しないよう十分注意すること。もし、損傷又は汚損した場合は、遅滞なく担当職員に連絡し、担当職員の指示に従い、受注者は速やかに原状復旧を行った後、担当職員に完了報告し、確認を受けなくてはならない。
- (7) 作業中における作業不完全又は盗難等によって発生した損害は、その事情のいかんにかかわらず、受注者の責任とする。
- (8) 別紙の各特記事項を遵守すること。
- (9) 本仕様書に疑義がある場合は、見積書提出等の受注意思表示前に当区担当者に確認すること。

9 担当

大阪市都島区中野町2丁目16-20

都島区役所総務課（庶務）栗田・黒岩

電話：06-6882-9625 FAX：06-6352-4558

別紙1

場所	別紙地図上の位置	木の種類	作業の種類	数量	単位	業務ごとの作業内容				備考	
						剪定	除草	害虫駆除	害虫防除		
庁舎外周	①	カイズカ	高木剪定	24	本	○		随時			
			除草	1	式		○				
庁舎東側駐輪場横	②	マキ	高木剪定	2	本	○					
			キンモクセイ	1	本	○					
			サクラ	2	本	○			○	整枝剪定	
			除草	1	式		○				
庁舎東側駐車場入り口横	③	サクラ	高木剪定	6	本	○				○	整枝剪定
			除草	1	式		○				
庁舎南側正面玄関前(東)	④	十月サクラ	高木剪定	1	本	○				○	整枝剪定
			除草	1	式		○				
庁舎南側正面玄関前(西)	⑤	十月サクラ	高木剪定	1	本	○			○	整枝剪定	
			ヤマモモ	1	本	○			○	整枝剪定	
			除草	1	式		○				
庁舎南西側ポスト横	⑥		高木剪定	2	本	○					
			低木生垣剪定	1	式	○					
都島区区民広場 北側生垣	⑧	ヒラドツツジ	低木生垣剪定	1	式						
			除草	1	式		○				
都島区区民広場 東側ウォールベンチ内	⑨	ジンダイアケボノ	高木剪定	3	本				○		
			除草	1	式		○				
都島区区民広場 西側ウォールベンチ内	⑩	—	除草	1	式		○				
			剪定枝撤去・再生活 用業指定の施設への 搬入			○					
			作業実施報告書等の 作成・提出			○	○	○	○		

※ 除草、害虫駆除の数量は概算であり、本市の都合により増減することがある。

農薬使用作業実施のお知らせ

下記のとおり、農薬を使用する作業を予定しておりますのでお知らせします。

1 作業の実施内容

作業実施日：令和 年 月 日() 午前

実施業者：

実施場所：都島区役所敷地内

実施目的：

使用薬剤名：

農薬取締法に基
づく登録番号

有効成分%：

使用方法：

- 2 注意事項：** 上記目的のため、止むを得ず薬剤を使用します。
薬剤の使用には十分注意をいたしますが、アレルギーのある方、化学物質過敏症の方はご注意ください。

大阪市都島区役所総務課(庁舎管理)

3 問い合わせ先：

06-6882-9625

農薬使用作業実施報告書

1 防除作業の実施内容

作業実施日：令和 年 月 日() 午前

実施業者：

実施場所：

実施目的：

使用薬剤名：

農薬取締法に基
づく登録番号

有効成分%：

使用方法：

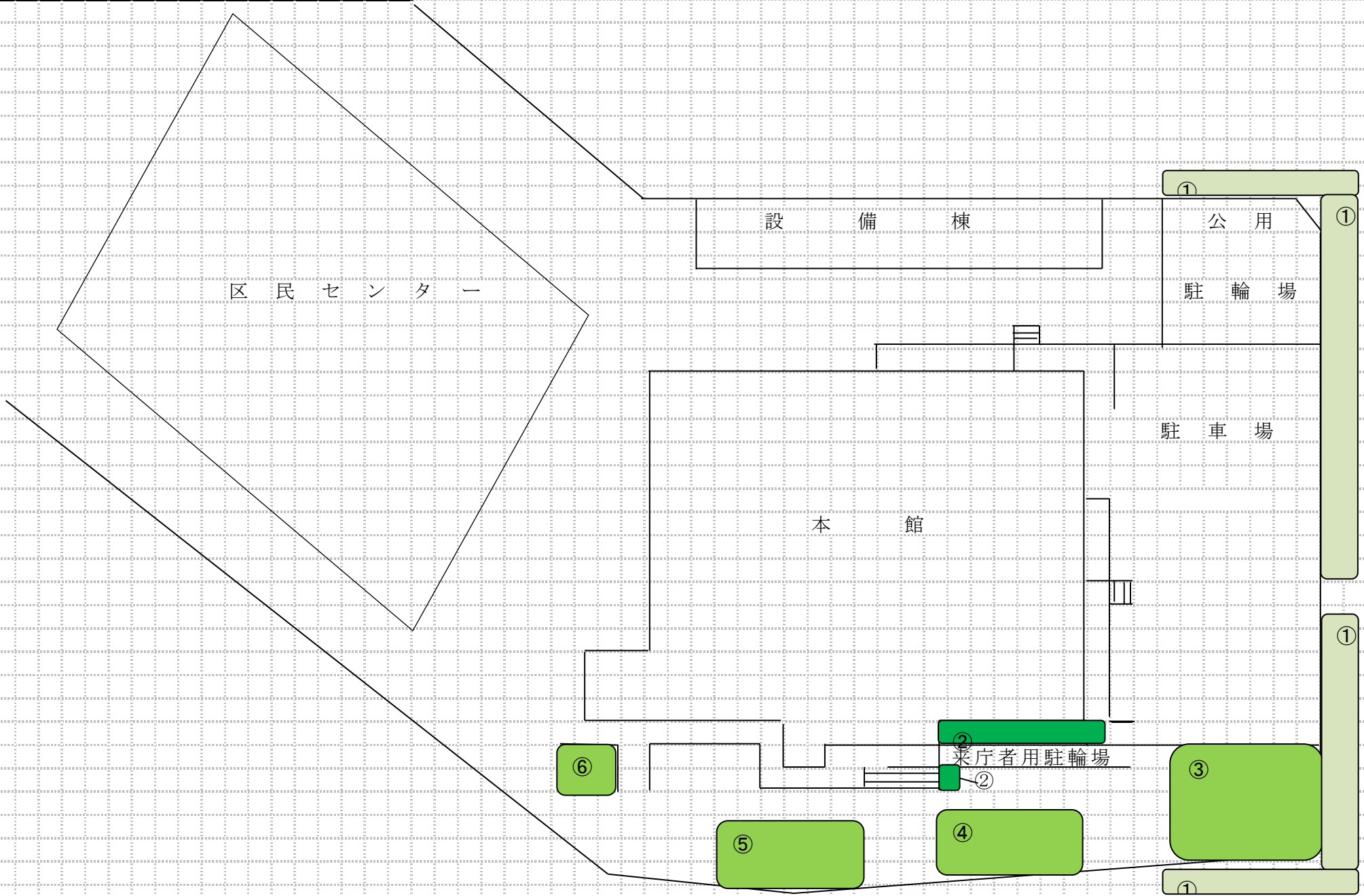
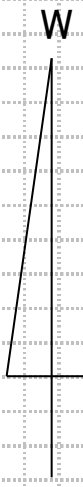
- 2 注意事項：**
- ・上記目的のため、止むを得ず薬剤を使用しました。
 - ・薬剤使用の際には十分注意をしましたが、アレルギーのある方、化学物質過敏症の方はご注意ください。

大阪市都島区役所総務課(庁舎管理)

3 問い合わせ先：

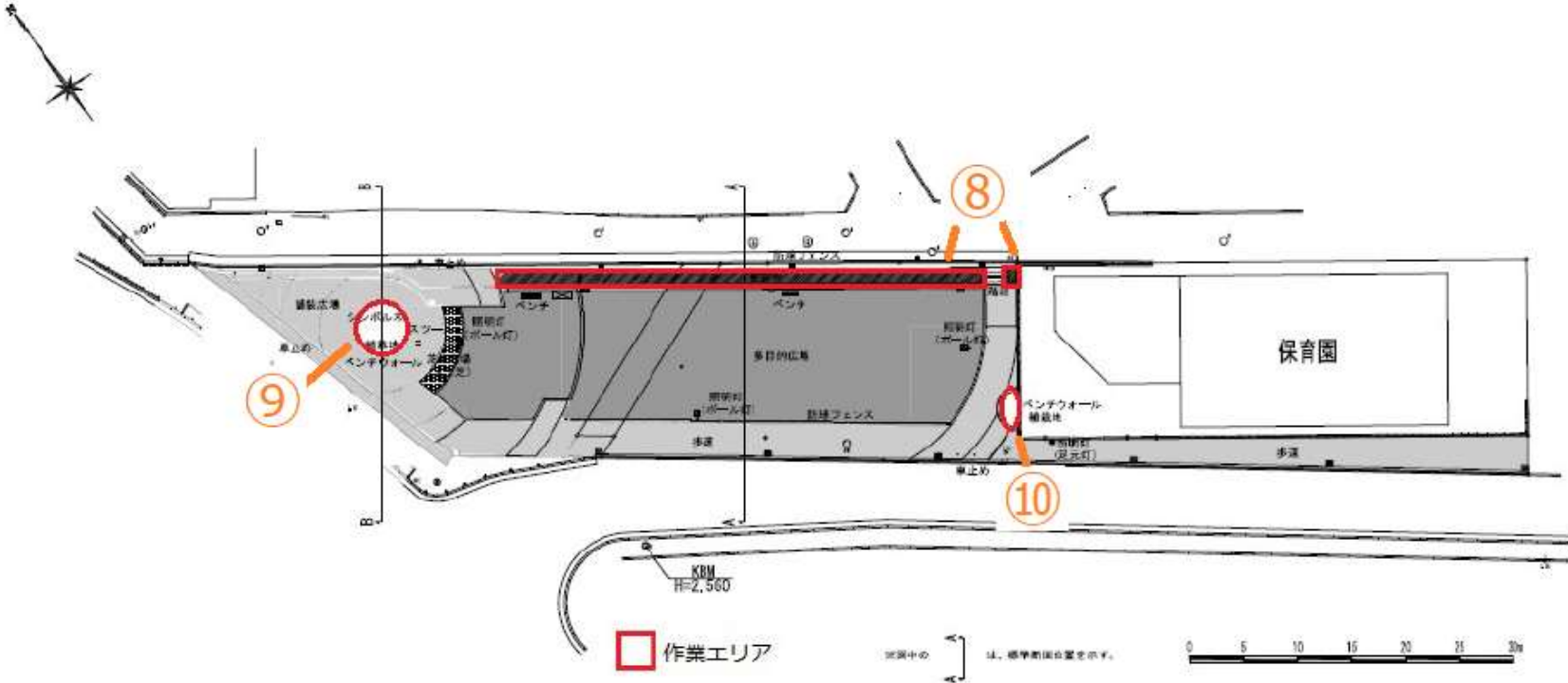
06-6882-9625

都島区役所庁舎配置図



(200分の1)

都島区区民広場敷地内植栽配置図



①-1



①-2



②



③、④



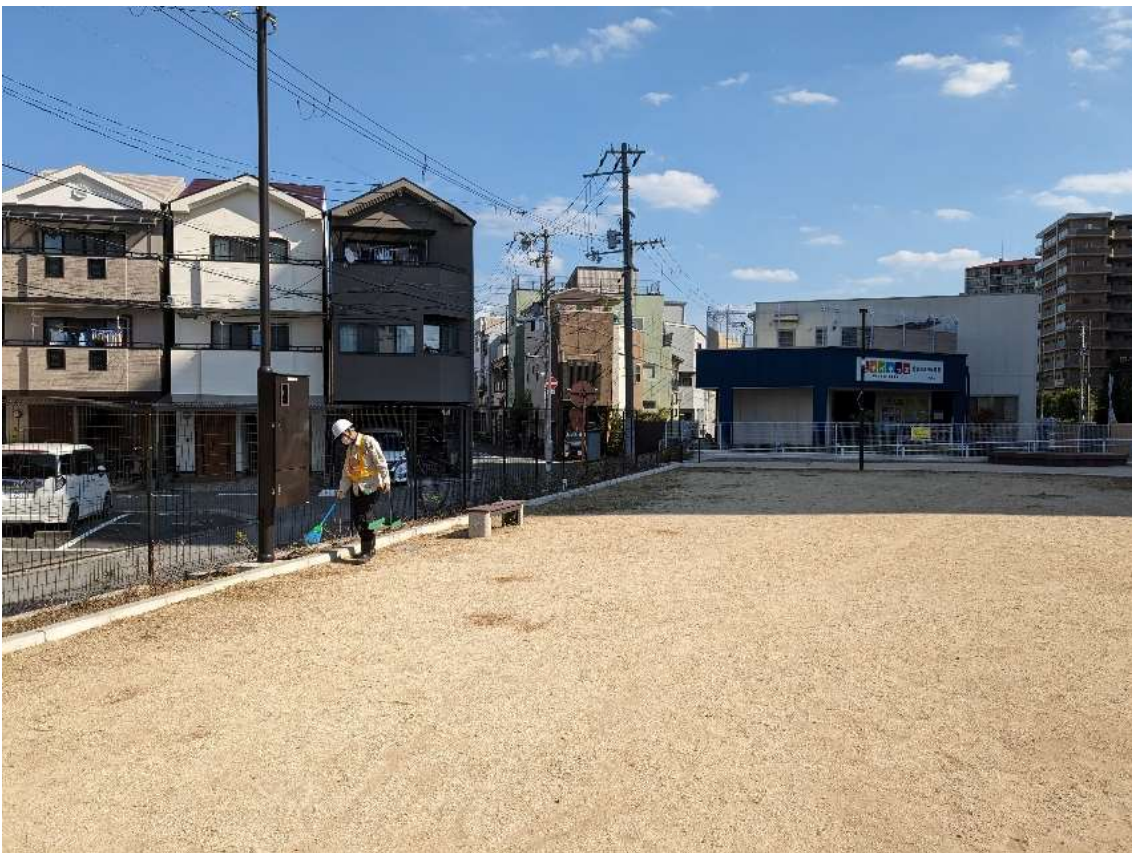
⑤、⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務担当（連絡先：06-6882-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。